

◎香川県環境影響評価技術審査会運営規程（見え消し）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、香川県環境影響評価条例（平成 11 年香川県条例第 2 号）第 40 条の規定に基づき、香川県環境影響評価技術審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集等）

第 2 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、審査会を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び議案を委員に通知するものとする。

3 審査会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（会議の公開）

第 3 条 会議は、公開を原則とする。ただし、会長は、会議の運営上必要があると認めるとき等においては、傍聴人の数の制限その他必要な措置を講ずることができる。

（委員以外の者の出席）

第 4 条 会長は、審議上必要があるときは審査会に諮り、委員以外の者に対し会議に出席して意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（会議録）

第 5 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の年月日、時刻及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 委員以外の出席者の職氏名
- (4) 会議に付した案件及び内容
- (5) 議事の経過

~~2 会議録には、議長及び出席した委員のうち議長が指名した委員 2 人が署名しなければならない。~~

（庶務）

第 6 条 審査会の庶務は、環境森林部環境政策課において処理する。

（雑則）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 11 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月27日から施行する。